

## 埼玉県Tele-ICU体制整備促進事業補助金実施要綱

令和2年11月24日

保健医療部長決裁

### (目的)

第1条 この事業は、複数の集中治療室の医療情報を、ネットワーク通信を利用して連携し、核となる集中治療室において、集中治療専門の医師等が集約的に患者のモニタリングを行うことで、連携先の医師等に対し適切な助言を行うシステム（以下「Tele-ICU」という。）の体制整備を促進することにより、医療の生産性の向上の観点を踏まえた勤務環境の改善を目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 医療計画に基づき、本県又は知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第三次救急医療機関及び第二次救急医療機関で、令和2年度医療施設等設備整備費補助金交付要綱により選定された国庫補助事業とする。

### (運営方針)

第3条 Tele-ICU体制の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) Tele-ICUは、所在地を異にする複数の医療機関で体制を構築するものとし、連携する医療機関間において、Tele-ICUの運用に係る調整等を行う運営委員会を設置し、第1条の目的に従い運営に関する必要事項を定め、十分な協力体制の上で本事業を実施するものとする。
- (2) Tele-ICUにより連携する集中治療室は、内科系外科系問わず重篤な患者を治療する集中治療室（特定集中治療室加算を算定している集中治療室等）とする。
- (3) Tele-ICUは、主として夜間・休日の時間帯において運用するものとする。  
(24時間体制を妨げるものでないことに留意すること。)

- (4) 核となる集中治療室（別に設置するコントロール室を含む）には、集中治療専門の医師（原則として、集中治療の経験を5年以上有し、集中治療室に入室している患者全てを診療可能な能力を有する医師であること。）、看護師、事務職員等を配置するものとする。
- (5) 核となる集中治療室において従事する医師は、Tele-ICUにより連携する集中治療室に在室している患者を遠隔より、集約的にモニタリングを行い、複数患者の病状変化を効率的に把握すること（医師が不在となる場合は看護師で代替する等により常時モニタリングを行う体制を構築すること。）。また、必要に応じて、現場の医師等に治療方針等について適切な助言を行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

（経費の負担等）

第4条 この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県Tele-ICU体制整備促進事業補助金交付要綱（令和2年11月24日医人第539号）に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（事業の対象期間）

第5条 令和2年11月24日から令和3年3月31日とする。